

第2回守山市地域包括支援センター運営協議会 議事録（要旨）

会議名	第2回守山市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和5年8月3日（木）午後2時から午後3時20分まで
場所	守山市福祉保健センター3階講習室
委員出席者	清水会長、津田委員、小川委員、本條委員、兼松委員、則本委員、淵上委員、奥村委員（順不同）
委員欠席者	藤本委員、小西委員
事務局	（健康福祉部）高橋理事、池田次長兼所長 （地域包括支援センター）川島係長、中島主任保健師、 小倉保健師、中井主査 （南部地区地域包括支援センター）淵田所長 （中部地区地域包括支援センター）山口所長 （北部地区地域包括支援センター）岩本所長 （介護保険課）小井課長 （長寿施策課）上本課長
会議の次第	1 開会 2 協議事項 （1）令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について 3 報告事項 （1）令和4年度圏域地域包括支援センターの事業評価・収支報告
会議資料	・令和5年度第2回守山市地域包括支援センター運営協議会次第 ・守山市地域包括支援センター運営協議会要綱 ・令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について 資料1 別紙1-1 別紙1-2 別紙2 参考 ・令和4年度圏域地域包括支援センターの事業評価・収支報告 資料2-1 資料2-2 資料2-3
公開・非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者	1名あり

1 開会

〈池田次長より開会〉

〈委員の出席者数の確認〉

10名中8名の出席により、本会議は成立。

2 協議事項

(1) 令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

事務局	資料をもとに、令和4年度に行った事業の実績について報告
淵上委員	通いの場に参加しない高齢者についての表現について、参加したくてもできない事情の人もいる。通いの場に参加した人と家庭事情等で参加できない人もいるが、それらの比較分析はしているか。
事務局	「通いの場に参加しない高齢者」の表記について、通いの場に参加しないという意味をもっておられる人もいる。また、「通いの場に参加したくてもできない高齢者」もいるため表現は修正する。 本市では、通いの場に参加した人と参加していない人との比較調査をしていないが、新聞記事では、社会参加している人は健康に気を付けて社会参加されており、生きがいも感じられ相乗効果も出ているため、できるだけ参加していただけるように努めていく。
則本委員	資料1-2の(2)が人数ではなく医療費で比較している。人数で比較すべきではないか。 令和4年度の後期高齢者被保険者の数は9,972人のうち、後期高齢者の健診対象者は2,773人程度。 健診や医療受診している人へ、市保健事業としてのアプローチはしているか。
事務局	指摘のとおり、数字がわかりにくいため資料を見直す。 後期高齢者のうち約3割程度が健診の対象者になる。ハイリスク者対策事業は、健診を受診した人でハイリスク者を対象とし、健康状態未把握者事業は、健診や医療受診がない人を対象としている。 医療受診している人は医療管理下にあり、市が直接保健指導等を実施することはないが、健康づくりに関する通知や知識・情報の周知啓発をしている。 また、後期高齢者健診の対象者は、現在見直しがされており、来年度から変更される予定である。
小川委員	生活習慣病等重症化予防の健康状態未把握者に関して、訪問時に出会えなかった人について、2年連続会えなかった人の状態把握はある程度しているのか。
事務局	数回訪問して一度も会えなかった人について、初回訪問時に手紙を投函し、

	その手紙がなくなっているか、室外機が作動しているか等生活実態を把握している。生活実態がつかめなかった人はいなかった。 また、本当に会えない場合は安否確認として緊急対応する。日頃から民生委員と連携し安否確認している。
津田委員	健康相談事業について、学区民のつどいを想定しているのか。自治会事業に対応する考え方はあるのか。 1人でも多くの方が相談を受けられように場所を検討してほしい。
事務局	昨年度は、学区民のつどいで健康相談会を実施したが、今年度は高齢者がより立ち寄りやすいショッピングセンター等の場所を検討したい。
兼松委員	別紙1-2、生活習慣に起因するものの内訳について、医療費の状況における一人当たり医療費の母数について確認したい。
事務局	筋骨格疾患の医療費の内訳が一番上にある。生活習慣に起因する疾患が慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、脳梗塞、狭心症を合わせた割合になる。
会長	医師会とも連携し、高齢者の一体的実施を進めていくと良い。

3 報告事項

(1) 令和4年度圏域地域包括支援センターの事業評価・収支報告について

事務局	資料2-1、2-2、2-3について、各圏域から説明
本條委員	事業評価について、圏域自己評価で工夫が必要と評価しているところがあるが、基幹包括として圏域にどのようなところが工夫する必要があったか、把握しているか。
事務局	ケースワークについては、日々相談連携しているが、事業について具体的な相談はないため、今後、事業についてのヒアリングをしていく。
淵上委員	収支報告について、内容を考察していることはあるか。
事務局	収支報告の内容考察について、中部地区は自転車で訪問していることが多く、燃料費の削減になっていると思う。北部地区や南部地区は面積も広いいため、公用車での訪問が多くなっていると考察している。
小川委員	居宅介護支援事業所の選定支援、評価について、要支援の受け入れが難しい。市としてインセンティブ等、対策をしていただきたい。 決定理由で「困難ケースの受け入れ可能」という表記は不適切ではないか。自法人への調整ケース「利用者希望」と表現しているが、何をもって自法人を選択しているのか。選定理由は一括りではなく、もう少し細かく分析するほうがよい。
小川委員	収支報告は、各法人の収支の振り分けについて、事務費の委託料は、中部地区は委託料0円、北部と南部地区は委託料20万円程上がっている。職員の健康診断の振り分けについて、福利厚生費に入っていたり、事務費のバラつき

	があるため、費目・経費のバランスを図るためにも統一感をもって比較したほうが良い。
事務局	委託事業であるため、内訳を各法人で整えるのは難しいと思うが、整えられるところは整えていきたい。
則本委員	成年後見制度の利用促進について評価指標を掲げるのであれば、権利擁護事業について、市も体制や人件費を含めてフォローする必要がある。
事務局	地域包括支援センターの役割は利用促進であり、地域福祉権利擁護事業は県社協と市社協の事業になると思うので、直接的に支援ができるかどうかは相談したい。
兼松委員	予算費目は統一するほうが見るものとしては見やすい。 資料2-3について、委託料、その他雑費、それぞれ予算額の積算根拠になかったものが決算において計上されている。
事務局	項目の統一については、法人と相談する。
淵上委員	成年後見制度の利用促進に関して、費用がかかるものであるため、親族がいる場合は、親族後見をお願いするほうが良いと思う。
事務局	成年後見制度は湖南4市が負担金を出し合ってNPO法人成年後見センターもだまに委託している。親族後見について、親族がいる場合は親族後見で対応している。
会長	南部地区の地域ケア推進事業の自己評価について、どのような工夫が必要であると判断したのか。
事務局 (南部)	令和4年度に計画を進めていたが、実施できなかったため、工夫が必要と自己評価した。実施するためにはどんな工夫が必要か振り返りを行い、今年度の計画に繋がっている。
事務局	圏域包括支援センター次期委託の進捗状況について報告。 6月議会において令和9年度までの債務負担行為にかかる補正予算を認めてもらい、7月に見積もり入札を実施し、契約金額が決定した。受託法人には、職員の確保などを依頼している。